

婚姻関係財産一覧表の作成に当たっての注意事項

○ 項目

- ・ 基準時において存在した資産・負債を原告名義・被告名義に分けて記載してください（特有財産（婚姻前に形成した財産がそのまま残っているものや相続した財産等）であると主張するものについても、項目欄に適示したうえで、別途備考欄にその旨の記載をしてください。）。
- ・ 共有物件については、「項目」欄に持分割合を記載した上、持分についての評価額を記載してください。
- ・ 住宅ローンについては、不動産との関連を明記してください。

○ 基準時

- ・ 分与対象財産確定の基準時は、一般的には別居時です。

○ 原告と被告の各主張額欄（及び証拠欄）の記載方法

- ・ 原告は原告主張額欄（及びその右側の証拠欄）、被告は被告主張額欄（及びその右側の証拠欄）に、それぞれ主張する分与対象財産の評価額・証拠番号を記載してください（相手方の主張額欄等への記載はしないでください）。
- ・ 相手方名義の資産については、わかる範囲で記載していただければ構いません。

○ 分与対象財産の評価額

- ・ 預貯金、負債については、基準時の残高を、不動産や株式等については、現時点での時価（基準時後に売却した場合は売却価格）を評価額とするのが一般的です。
- ・ 生命保険については、基準時における解約返戻金額を評価額とするのが一般的です（ただし、婚姻前の保険料の支払に対応する部分について別途考慮が必要な場合もあります）。
- ・ 退職金については、基準時において退職したと仮定した場合に支払われる金額（例えば4000万円）に占める同居期間割合（例えば、在職期間20年、うち同居期間15年の場合は、全体の75%である3000万円）を評価額とするのが一般的です。
- ・ 特有財産が混在している場合には、それを控除した金額を記載し、その旨を備考欄に記載してください。

○ 備考欄

- ・ 特有財産であることを主張する場合等、特記事項がある場合は、その旨を簡潔に備考欄に記載してください。主張が長文にわたる場合は、別途準備書面に記載したうえで、準備書面の該当箇所を欄内に付記してください。

* なお、提出された一覧表に穴を開けて記録に綴る関係上、一覧表の左側には2.5センチメートル程度の余白を設けてください。

以上